

【令和8年度】まちなみ環境整備事業の 小型除雪機械等購入補助について

自治会(町内会)が行なう除雪作業に必要な小型除雪機械等の購入費の一部を補助します。
令和8年6月にロータリー除雪機(ハンドガイド式)の採択基準を除雪幅60cm以上に改正しました。

1 補助金の事業主体

小型除雪機械等を購入しようとする自治会(町内会)

2 補助の内容

(1) 小型ホイールローダー

(2) ロータリー除雪機(ハンドガイド式で除雪幅60cm以上のもの) [改正前80cm以上]

補助対象物件	補助率	補助限度額
(1) 小型ホイールローダー (2) ロータリー除雪機(ハンドガイド式で除雪幅60.0cm以上のもの) (3) 除雪装置(アタッチメント等で除雪幅1.0m以上のもの)	購入費の1/2以内	1,500,000円/台

3 補助の主な要件

- ・ 購入した補助対象物件の保管及び維持管理は、自治会(町内会)で行なってください。
- ・ 小型除雪機械等の使用状況等について、市へ報告していただく場合があります。

※小型除雪の購入補助につきましては、「射水市まちなみ環境整備事業実施要綱」を参照してください。

4 補助金の手続きについて

- ① 事前協議（事業内容の確認） 自治会（町内会） →市
（事業計画概要書（除雪実施路線図・除雪機械保管場所・申請理由）、収支予算書、見積書、カタログ等）
- ② 交付申請書 自治会（町内会） →市
（事業計画概要書（除雪実施路線図・除雪機械保管場所・申請理由）、収支予算書、見積書、カタログ等）
- ③ 交付決定 市 → 自治会（町内会）
- ④ 小型除雪機械発注 自治会（町内会） →業者
- ⑤ 変更（中止）承認申請書 自治会（町内会） →市
（変更・中止した場合）
- ⑥ 実績報告書 自治会（町内会） →市
（除雪機械の写真、契約書・領収書の写し、収支精算書、標識交付証明書の写し等）
- ⑦ 金額確定通知 市 →自治会（町内会）
- ⑧ 補助金交付請求書 自治会（町内会） →市
- ⑨ 補助金の交付 市 →自治会（町内会）

5 様式

申請書等の様式は、射水市都市整備部用地課ホームページからダウンロード

6 事前協議の期限

令和8年度に小型除雪機械等の購入補助金を希望される場合

（令和8年度購入分） 令和8年6月30日（火）まで

令和9年度に小型除雪機械等の購入補助金を希望される場合

（令和9年度購入分） 令和8年8月31日（月）まで

7 事前協議に必要な書類

- ① 事業計画概要書
- ② 収支予算書
- ③ 見積書
- ④ カタログ

なお、この事前協議により交付決定を確約するものではありません。

※ 注意事項

- ・補助を受けられるのは、1自治会（町内会）につき1台までです。
- ・補助を受けた機械は、原則として5年間、譲渡・交換・売却・破棄することはできません。
- ・補助を受けた機械を所有している期間は、新たに小型除雪機等の購入補助を受けることはできません。
- ・小型除雪機の除雪範囲は、生活道路、通学路、公民館等の住民が広く利用する施設へのアクセス道路とします。